



文部科学省における児童虐待への対応

- ✓ 児童虐待への対応については、その未然防止、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の支援が重要であり、学校・家庭・地域社会・関係機関が密接に連携する必要がある。

1. 学校等における児童虐待への対応

- ①学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供
 - 児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならないことなどを周知。
- ②児童虐待対応の手引き等の作成・配布、教職員研修の実施
 - 養護教諭のための児童虐待対応の手引きを作成し、配布
 - 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)を作成し、周知
 - 独立行政法人教職員支援機構における研修において、「児童虐待への対応」を取り上げ
- ③生徒指導等の観点から、児童虐待への対応・解決に貢献する取組を推進・周知
 - スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家を活用した学校の教育相談体制の充実
 - 要保護児童対策地域協議会(要対協)へ学校や教育委員会が参画するよう、生徒指導担当者連絡会議等において周知・促進 等

2. 未然防止・早期対応の観点からの家庭教育支援の推進

- 地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」の取組の推進
- 訪問型家庭教育支援について、家庭教育支援チームと福祉関係機関等との連携体制の構築に向けたモデル事業を実施 等